

第九條 理事長ハ農産組合中央金庫ニ對シ其ノ應募引受又ハ買入ヲ爲スベキ有價證券ノ種類金額又ハ割合其ノ他有價證券ニ關スル政府ノ計畫ノ實施ニ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第十條 理事長必要アリト認ムルトキハ農産組合中央金庫ニ對シ有價證券ノ應募引受又ハ買入ノ時期方法又ハ條件ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

理事長必要アリト認ムルトキハ組合金融統制團ニ對シ其ノ團員ノ行フ有價證券ノ買入又ハ處分ノ時期方法又ハ條件ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

組合金融統制團前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ之ニ基キ選擧ナク團員ニ對シ其ノ行フ有價證券ノ買入又ハ處分ノ時期方法又ハ條件ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

組合中央金庫ニ對シ業務上ノ手数料其ノ他之ニ準ズルモノニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第十二條 理事長必要アリト認ムルトキハ農産組合中央金庫ニ對シ其ノ行フ金融事業ニ關スル事項ヲ調査スル爲必要ナル資料ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

理事長必要アリト認ムルトキハ組合金融統制團ニ對シ其ノ團員ノ行フ金融事業ニ關スル事項ヲ調査スル爲必要ナル資料ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

本規程ハ農林大臣及大藏大臣ノ認可ノ告示アリタル日ヨリ之ヲ施行ス

附則 本規程ハ農林大臣及大藏大臣ノ認可ノ告示アリタル日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年八月二十九日

農林大臣 井野 碩哉  
大藏大臣 賀屋 興宣

一 燒酎(酒税法第九條ニ規定スルモノヲ謂フ但シ泡盛ヲ除ク)

(一) 壹詰品最高販賣價格

Table with columns: 容器, 規格, 生産者最高販賣價格, 卸賣業者最高販賣價格, 小賣業者最高販賣價格

Table with columns: 一斗壺, 規格, 生産者最高販賣價格, 卸賣業者最高販賣價格, 小賣業者最高販賣價格

Table with columns: 一斗壺, 規格, 生産者最高販賣價格, 卸賣業者最高販賣價格, 小賣業者最高販賣價格

(二) 燻詰品最高販賣價格

Table with columns: 容器, 規格, 生産者最高販賣價格, 卸賣業者最高販賣價格, 小賣業者最高販賣價格

(三) 中味最高販賣價格

(イ) 一升以上ヲ中味販賣スル場合ハ(一)ノ一斗壹詰品最高販賣價格ヨリ一圓ヲ控除シタル額ヲ基準トシ容量割合ニ依リ算出スルモノトス

(ロ) 一升未満小量賣最高販賣價格(一合當)

Table with columns: 規, 格, 最高販賣價格, 賣價格

(四) 酒場、料理店其ノ他酒類ヲ専ラ自己ノ營業場ニ於テ販賣スルコトヲ業トスル者ガ自己ノ營業場ニ於テ飲用ニ供スル場合ノ中味最高販賣價格(一合當)

規 格 最高販賣價格 賣價格

二 味淋(酒税法第八條ニ規定スルモノヲ謂フ)

(一) 壹詰品最高販賣價格(一斗當)

種 類 生産者最高販賣價格 卸賣業者最高販賣價格 小賣業者最高販賣價格

Table with columns: 一號品, 二號品, 三號品, 本直シ

(二) 燻詰品最高販賣價格

Table with columns: 容器, 種, 類, 生産者最高販賣價格, 卸賣業者最高販賣價格, 小賣業者最高販賣價格

(三) 中味最高販賣價格

(イ) 一升以上ヲ中味販賣スル場合ハ(一)ノ一斗壹詰品最高販賣價格ヨリ一圓ヲ控除シタル額ヲ基準トシ容量割合ニ依リ算出スルモノトス

(ロ) 一升未満小量賣最高販賣價格(一合當)

(四) 酒場、料理店其ノ他酒類ヲ専ラ自己ノ營業場ニ於テ販賣スルコトヲ業トスル者ガ自己ノ營業場ニ於テ飲用ニ供スル場合ノ中味最高販賣價格(一合當)

(五) 本表價格ハ連續式蒸餾機ニ依リ製造シタル燒酎ヲ原料トシテ製造シタル味淋(新式味淋)ノ價格ニシテ其ノ他ノ味淋(舊式味淋)ニ付テハ一斗ニ付一圓五〇錢ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス

(六) 主務大臣ニ於テ別ニ指定スルモノニ付テハ一斗ニ付一圓ヲ二ノ五ノ價格ニ加算スルコトヲ得ルモノトス

(七) 酒税法第二十七條ノ二ノ規定ニ依リ命令ヲ以テ定ムル味淋ニ付テハ同條ノ規定ニ依リ酒類庫出稅額相當額ヲ本表價格ニ加算スルコトヲ得ルモノトス

(八) 一號品乃至三號品及本直シトハ左ノ規格ニ該當スルモノヲ謂フ

種類	規 格	
	ボイメ比 重計指数	アルコー ル分
一號品	廣以上	一一一
二號品	一一九	一一一
三號品	一一七	一一一
本直シ	一一五	一一一
	四	一一三

三 規格外品並ニ生産者氏名種類及濃度ニ依リテハ普通燒酎特殊燒酎ノ區分味淋ニ依リテハ新式味淋舊式味淋ノ區分ヲ明記セザル容器詰品ハ本表最低價格ノ半額トス

四 生産者及卸賣業者ガ一ノ(四)又ハ二ノ(四)ノ業者ニ販賣スル場合ノ價格ハ卸賣業者最高販賣價格ニ依リ小賣業者ガ一ノ(四)又ハ二ノ(四)ノ業者ニ販賣スル場合ノ價格ハ小賣業者最高販賣價格ニ依ルモノトス

五 生産者最高販賣價格又ハ卸賣業者最高販賣價格ハ賣主最寄驛貨車乘渡又ハ賣主最寄港船乘渡價格トシ賣主營業所所在地市町村ノ買主ニ販賣スル場合ニ於テハ買主ノ店先渡トス

六 卸賣業者最高販賣價格ハ大日本酒類販賣株式會社及道府縣酒類販賣株式會社ノ最高販賣價格ヲ含ミ小賣業者最高販賣價格ハ業務酒共販組合ノ最高販賣價格ヲ含ムモノトス

七 荷造包裝費ハ賣主ノ負擔トス但シ軍需用ノモノニ付特殊梱包ヲ爲ス場合ハ當該梱包ノ實費ト通常荷造包裝費トノ差額ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス

八 地方長官本表價格ノ範圍内ニ於テ別段ノ額ヲ指定シタルトキハ本表價格ハ之ヲ適用セズ

九 本告示中アルコト分トハ酒稅法第二條第二項ニ規定スルモノヲ謂フ

(參照)

昭和十五年四月商工省告示第一號ハ清酒合成清酒燒酎及味淋販賣價格指定ノ件ナリ

農林省告示第十七號

大藏省告示第十六號(燒酎及味淋ノ販賣價格指定ノ件)ニ味淋ノ項(六)ノ規定ニ依リ味淋左ノ通指定シ昭和十七年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

本告示ハ昭和十八年六月三十日迄其ノ效力ヲ有ス

昭和十七年八月二十九日

農林大臣 井野 碩哉  
大藏大臣 賀屋 興宣

商標 生産地 生産者  
九重 櫻 愛知 縣 石川八郎治

農林省告示第十八號

大藏省告示第十七號

金融統制團體令第五十七條ニ於テ準用スル同令第二十一條第一項ノ規定ニ依リ昭和十七年十月十二日北海道外三府四十二縣組合金融統制團ノ左記統制規程設定ノ件認可シ

昭和十七年十月十五日

農林大臣 井野 碩哉  
大藏大臣 賀屋 興宣

北海道組合金融統制團統制規程

第一條 團員ハ理事長ノ定ムル所ニ依リ一定期間毎ニ其ノ行フ資金ノ吸收及運用ニ關スル計畫ヲ本團ニ提出スベシ

理事長ハ前項ノ計畫ノ變更ヲ命ジ又ハ前項ノ計畫ニ付金融統制上必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第二條 團員ハ前條第一項ノ計畫及同條第二項ノ命令又ハ指示ニ依リ其ノ資金ノ運用ヲ行フベシ但シ主務官廳ヨリ特別ノ指示アリタルトキ又ハ特別ノ事由アル場合ニ於テ理事長ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 理事長必要アリト認ムルトキハ團員ニ對シ貯金利率其ノ他ノ資金吸收ノ方法及條件等ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第四條 理事長必要アリト認ムルトキハ團員ニ對シ貸出利率擔保物件其ノ他ノ貸出ノ方法及條件等ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第五條 理事長必要アリト認ムルトキハ團員ニ對シ其ノ行フ資金融通ノ制限ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第六條 理事長必要アリト認ムルトキハ團員ニ對シ其ノ行フ預ケ金ノ方法ニ依ル資金ノ運用ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第七條 理事長ハ團員ニ對シ其ノ買入ヲ爲スベキ有價證券ノ種類金額又ハ割合其ノ他有價證券ニ關スル政府ノ計畫ノ實施ニ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第八條 理事長必要アリト認ムルトキハ團員ニ對シ其ノ行フ有價證券ノ買入又ハ處分ノ時期方法及條件ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第九條 理事長必要アリト認ムルトキハ團員ニ對シ其ノ行フ金融事業ニ關スル事項ヲ調査スル爲必要ナル資料ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

附則

本規程ハ農林大臣及大藏大臣ノ認可ノ告示アリタル日ヨリ之ヲ施行ス

左記府縣組合金融統制團統制規程ハ北海道組合金融統制團統制規程ニ同シ

東京府組合金融統制團

- 兵庫縣
- 奈良縣
- 鳥取縣
- 島根縣
- 岡山縣
- 廣島縣
- 山口縣
- 德島縣
- 香川縣
- 愛媛縣
- 高知縣
- 福岡縣
- 佐賀縣
- 熊本縣
- 大分縣
- 宮崎縣
- 和歌山縣
- 大阪府
- 福井縣
- 茨城縣
- 長崎縣
- 鹿兒島縣
- 神奈川縣